

田原市成年後見センター

≫ 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方の権利を守るための援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

《例えば、こんな時は当センターにご相談ください》

- ・暮らしに必要なサービスの手続きや適切な金銭管理が難しい。
- ・成年後見制度について、詳しく知りたい。
- ・申立をするには、どうしたらいいの？



≫ センターの業務

- ・成年後見制度や権利擁護に関する相談をお受けします。
- ・親族の後見人等を行っている方や申立を検討中の方の相談や支援を行います。また、必要に応じて当センターが後見人等になって支援します。
- ・市民の方に成年後見制度を知っていただくための普及・啓発活動を行います。(各種団体等ご依頼があれば出前講座等も行います。)

日常生活自立支援事業

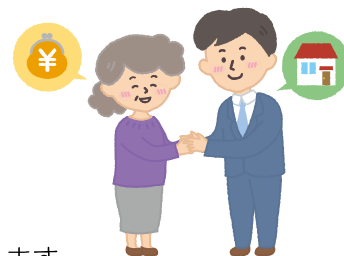
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスを利用する際の援助を行います。

≫ サービスを利用できる方

田原市内にお住まいの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方など

≫ サービス内容

- ① 福祉サービスの利用援助
福祉サービスを利用するために必要な手続きや支払いのお手伝い、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- ② 日常的金銭管理
日常生活に必要なお金の管理や手続きについてのお手伝いをします。
- ③ 書類等の預かりサービス
日常的金銭管理サービスのお手伝いに必要な貴重品をお預かりします。



≫ 利用料

- 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理 1,200円/1回
- 書類等預かりサービス 3,000円/年 (月額250円)

お問合せ 田原市社会福祉協議会(田原福祉センター内) ☎23-0610
月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始は除く)